

クライアントの皆さまへ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料「EY Viewpoints (2022年冬号)」は、ウェルス&アセットマネジメント業界に関する制度動向を中心に、関連トピックスやコラム、その他クライアントの皆さまの御関心のありそうな内容を盛り込んでおります。

「EY Viewpoints」を日々の業務に、また最新のビジネス動向の把握にお役立ていただけますと幸いです。

2022年2月

EY新日本有限責任監査法人 ウェルス&アセットマネジメント セクター長 岩部 俊夫





制度動向トピック

国内規制

金融庁:「第7回 インパクト投資に関する勉強会」の開催 について

金融庁は2021年10月12日、「第7回 インパクト投資に関する 勉強会」の要旨を公表しました。

本勉強会は、Global Steering Group for Impact Investment (GSG)国内諮問委員会との共催によるもので、金融・市場関係 者等の委員及びオブザーバーである関係省庁が参加する形で 開催しております。

今回の勉強会は、インパクト投資に関する国内外の動向につい ての情報共有を中心に、インパクト投資に関する知識の共有が なされました。

国内規制

金融庁:「デジタル・分散型金融への対応のあり方等につ いての研究会」中間論点整理について公表

金融庁は2021年11月17日、「デジタル・分散型金融への対応 のあり方等についての研究会」中間論点整理を公表しました。

デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会に おいては、2021年7月より、計4回にわたり、金融のデジタル化 への対応のあり方等について、送金・決済の分野から検討を 行っています。

近年、情報通信技術の発展とともに金融のデジタル化が加速す る中、早急に制度的な対応を行う必要がある暗号資産の一種で あるステーブルコインへの対応を中心に、中間論点整理として 研究結果をまとめています。

ステーブルコインは、顧客から受け入れた資金を適切に保全し ていない事業者の存在や、マネー・ローンダリング、テロ資金 供与のリスクが高いという指摘がなされています。

国内規制

経済産業省:「非財務情報の開示指針研究会 中間報告」 を公表

経済産業省は2021年11月12日、「非財務情報の開示指針研 究会 中間報告 ~サステナビリティ関連情報開示と企業価値創 造の好循環に向けて~」を公表しました。

経済産業省では、2021年6月に「非財務情報の開示指針研究 会」を立ち上げ、これまで5回にわたる研究会での議論を中間報 告として取りまとめています。

(詳細は11ページをご参照ください。)

国内規制

金融庁:金融審議会「ディスクロージャーワーキング・ グループ」(第3回)議事録を公表

金融庁は2021年11月24日、金融審議会「ディスクロージャー ワーキング・グループ」(第3回)議事録を公表しました。

今回の第3回会合では、「気候変動対応以外のサステナビリティ 項目を含む開示」についての議論がなされました。

多様なサステナビリティ要素(多様性確保、人的資本等)の投資 家の投資判断における重要性は、各企業の業態や経営環境等 によって様々であると考えられるため、多様なサステナビリティ 要素の開示における取扱いについては、原則各企業において 企業価値や業績等に与える重要性に応じて判断するというアプ ローチについて議論されました。

金融庁:金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」 (第12回)議事録を公表

金融庁は2021年11月24日、金融審議会「市場制度ワーキン グ・グループ」(第12回)議事録を公表しました。

今回の第12回会合では、主に以下の議論がなされました。

- 家計の安定的な資産形成を実現していくため、市場機能の 発揮等に向けてどのような取組みが必要か
- 安定的な資産形成を実現していくために、家計、アセットオー ナー、販売会社、アセットマネジャー、それぞれに関してどの ような点について検討を行っていく必要があるか
- イノベーションや産業構造の変革のための企業の資金 ニーズに適切に対応し、持続的な経済成長を実現するため に、どのような点について検討を行っていく必要があるか
- デジタル化やサステナビリティーへの関心の高まりといった 世界の潮流の中で、日本市場の機能やレジリエンスを向上 させていくために、どのような点について検討を行っていく 必要があるか

国内規制

経済産業省:「日本企業のサプライチェーンにおける人権 に関する取組状況のアンケート調査結果」を公表

経済産業省は2021年11月30日、外務省と連名で実施した 「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況 のアンケート調査結果」を公表しました。

本調査は、日本企業のビジネスと人権への取組状況に関する 政府として初の調査であり、企業による人権デュー・ディリジェン ス(以下、「人権DD」という。)をはじめとする人権関係の取組み について、その実態や課題の把握を目的として実施したもの です。

本調査における主な内容は以下の通りです。

- 回答企業数760社のうち、69%(523社)が人権方針を策定し、 52%が人権DDを実施している。一方、専門家、NPO/NGO、 投資家等の外部ステークホルダー関与は30%(231社)に とどまっている
- 一方、回答企業数のうち、31%(237社)が人権方針を策定 していない/分からない、30%(226社)が人権DDを知らない /聞いたことがあるが内容を知らない、という回答であった
- 人権に関する主幹組織を設置している企業は58%(442社)、 人権に関する取組みについて情報公開している企業は52% (398社)、人権に関する研修を実施している企業は63% (477社)、人権を含めたサステナブル調達基準を策定して いる企業は47%(359社)であった

金融庁:『「「本邦におけるタフレガシーへの対応に関する 市中協議」取りまとめ報告書」を踏まえた今後の対応につ いて』を公表

金融庁は2021年11月25日、日本円金利指標に関する検討 委員会による『「「本邦におけるタフレガシーへの対応に関する 市中協議」取りまとめ報告書」を踏まえた今後の対応について』 を公表しました。

当報告書では、金融庁及び日本銀行の考えについて、以下の 通り示しています。

- 円LIBORからの移行対応は概ね順調に進捗しているものの、 2021年12月末までに完了しないリスクや不確実性が残って いることから、残された期間においても基本的な対応に取組 む必要がある
- 日本円金利指標に関する検討委員会による市中協議は 金融庁・日本銀行共同声明の趣旨に沿ったものであり、支持 する。シンセティック円LIBORの利用を試みる場合には、 市中協議結果で示された留意事項をはじめ、コンダクト・リス クにも留意して対応されたい
- 移行対応が完了していない既存契約の対応状況について、 引き続きモニタリングを通じて確認し、その状況に応じた 対応の徹底を求めていく。また、2022年1月以降、必要に 応じてシンセティック円LIBORの利用状況、シンセティック 円LIBORを利用する際の顧客対応状況について確認していく

制度動向トピック

国内規制

日本取引所グループ:「TCFD提言に沿った情報開示の実態調査」を公表

日本取引所グループは2021年11月30日、気候変動関連財務情報開示タスクフォース(Task Force on Climate-related Financial Disclosures、以下、「TCFD」という。)に賛同を表明している国内の上場会社を対象に「TCFD提言に沿った情報開示の実態調査」を実施し、その内容を公表しました。

本調査では、TCFDにより開示が推奨されている11項目について、調査対象企業の有価証券報告書、統合報告書/アニュアルレポート、ESG/CSR/環境/サステナビリティレポート、TCFDレポートにおいて該当する情報が記載されているかを確認しています。

本調査における主な内容は以下の通りです。

- ▶ 調査対象企業259社のうち、有価証券報告書は259社、 統合報告書/アニュアルレポートは233社、ESG/CSR/環境/サステナビリティレポートは119社、TCFDレポートは14社が作成
- 調査対象259社のうち、42社はTCFD提言推奨11項目全て に関する情報を調査対象媒体のいずれかで開示していた。 一方で、36社はいずれの項目についても調査対象媒体に おいて言及がなかった
- TCFD提言で開示が推奨されている11項目の開示状況を みると、最も開示の割合が高い項目は「リスクと機会」(74%) で、最も記載していた会社が少ない項目は「シナリオに基づく 戦略のレジリエンスの説明」(34%)であった

国内規制

日本証券業協会:「2021年度 証券投資に関する全国 調査」の結果を公表

日本証券業協会は2021年12月15日、「2021年度 証券投資 に関する全国調査」の結果を発表しました。

本調査は、わが国における個人の証券保有実態や証券投資に 対する意識等を把握し、健全な証券投資の促進等に役立てるため、3年間隔で実施しているものです。

日本全国の20歳以上の男女個人7,000人を対象にした2021 年度の調査結果の概要は以下の通りです。

- ▶ 金融商品別保有率は前回調査と同様預貯金が圧倒的に高く、有価証券の全体の保有率は微増した
- 新型コロナウイルス感染症の拡大以降、有価証券取引を 始めた者は1.3%に対し、前から取引を行っており特段の 変化はない者は12.8%であった
- ▶ 証券投資について必要だと思う者の割合は前回調査から 増加した
- NISA及びつみたてNISAの認知度は前回調査からそれぞれ 増加した
- ▶ ESG投資の認知率は12.8%であった

国内規制

金融庁:金融審議会「ディスクロージャーワーキング・ グループ」(第4回)議事録を公表

金融庁は2021年12月1日、金融審議会「ディスクロージャー ワーキング・グループ」(第4回)議事録を公表しました。

今回の第4回会合では、以下の開示に関する議論がされました。

- ▶ コーポレートガバナンスに関して、有価証券報告書のなかで 取締役会、指名委員会・報酬委員会それぞれの活動状況の 記載欄を設けるとともに、「開催頻度」、「主な検討事項」、 「出席状況」を求められる記載事項としつつ、各企業の創意 工夫を生かした開示を促すことについて、どのように考え るか
- 監査に対する信頼性確保の視点から、監査上の主要な検討事項(KAM)についての監査役等の検討の説明等の開示を促すことについて、どのように考えるか
- ▶ 政策保有株式等について、投資家からは更なる開示の充実 の観点から、業務提携等を行っている場合の説明、政策 保有株式の議決権行使の基準の説明等の開示を促すべき との意見があるが、どのように考えるか

国内規制

日本投資顧問業協会:「日本版スチュワードシップ・コード への対応等に関するアンケート(第8回)の結果」を公表

日本投資顧問業協会は2021年12月15日、「日本版スチュワードシップ・コードへの対応等に関するアンケート(第8回)の結果」を公表しました。

本アンケートの目的は、日本版スチュワードシップ・コードに対する会員の受入れ表明状況及び体制整備状況等の把握を行い、 実効性あるスチュワードシップ活動の普及・定着を図ることにより、日本におけるコーポレートガバナンスの向上に貢献することです。

第8回では、以下の設問項目についての結果をまとめています。

- 「方針の策定(原則1、2)」について
- ▶ 「的確な状況把握および目的を持った対話(エンゲージメント) (原則3、4)」について
- ▶ 「議決権行使に関する考え方、行使状況および報告体制 (原則5、6)」について
- ▶ 「実力の具備(原則7)」について
- 「その他」について

国内規制

金融庁:「記述情報の開示の好事例集2021(サステナビ リティ情報に関する開示)」を公表

金融庁は2021年12月21日、「サステナビリティ情報」に関する 開示の好事例を取りまとめた「記述情報の開示の好事例集 2021」を公表しました。

本好事例集は、コーポレートガバナンス・コードの改訂等で開示 の充実に向けた取組みが進められている状況下で、どのような 開示が投資判断にとって有用と考えられるかについて、投資家・アナリスト及び企業による勉強会において議論された開示例を 取りまとめられたものです。



制度動向トピック

国際規制

EBA、EIOPA、ESMA(ESAs): 金融サービス部門のサステナビリティ開示(SFDR)に関する細則案の最終版を公表

EBA*、EIOPA*、ESMA*(ESAs)は2021年10月22日、金融サービス部門のサステナビリティ開示(SFDR)に関する細則案の最終版を公表しました。

主な内容は以下の通りです。

- ► EUタケソノミーに整合している投資に対する「Do No Significant Harm(DNSH)」原則(サステナブル投資が投資目的以外の他の環境目的に重大な悪影響を及ぼさないこと)に関する規則の適用除外が提案から取り除かれました
- ▶ 投資対象の経済活動に関するEUタクソノミーへの整合性 評価において、ソブリン債のエクスポージャーを含める方法 と含めない方法に基づく算出結果を開示することが提案されています
- 非金融事業に対する投資の場合、定期報告時に3つのKPI (売上高、資本的支出、営業経費)によって算出した投資 対象の経済活動に関するEUタクソノミーへの整合性評価を 開示することが提案されています
- * EBA : European Banking Authority(欧州銀行監督機構)
 - EIOPA: European Insurance and Occupational Pensions Authority(欧州保険·年金監督当局)
 - ESMA: European Securities and Markets Authority (欧州証券市場監督局)

国際規制

金融庁:金融安定理事会による「LIBOR公表停止に向けた準備を支援するためのステートメント」を掲載

金融庁は2021年11月25日、金融安定理事会(FSB)が11月22日に公表した「LIBOR公表停止に向けた準備を支援するためのステートメント」を掲載しました。

本ステートメントでは以下の点に言及しています。

- 2021年12月末までにLIBORの新規利用停止に向けた準備を完了する必要がある(米ドル建てLIBOR)
- 主として最も頑健な金利指標であるオーバーナイト物リスク・ フリー・レートへの移行を推奨する
- 既存契約については積極的な移行対応を進めることが市場 参加者にとって最善の方策である
- ▶ 市場参加者は、FSBのグローバルな移行に関するロードマップで提示された残りのステップを完了するために早急に行動することが重要であり、世界および各国の金融当局は、進捗状況を注意深くモニタリングしている
- LIBOR移行の完了に向けた最終ステップのモニタリングを 継続する

国際規制

IFRS財団:国際サステナビリティ基準審議会の設立を公表

2021年11月3日にIFRS財団評議員会はCOP26にて、International Sustainability Standards Board(ISSB)の設立を公表しました。

新たに設立されたISSBはアメリカ、ヨーロッパ、アジアの各地域にオフィスの設置が予定されています。

最初に公表予定の基準の公開草案は、気候やサステナビリティ 開示に関する一般的な要求事項に焦点をあてており、2022年 第1四半期(1-3月)にコメント募集の公表が予定されています。

また、IFRS財団は、気候変動開示基準委員会(CDSB)及び価値報告財団(VRF)との統合を2022年6月までに完了すると発表しています。

国際規制

European Fund and Asset Management Association: THE EUROPEAN ESG MARKET AT END Q1 2021 - INTRODUCING THE SFDR - を公表

European Fund and Asset Management Association は 2021年11月26日、SFDRが導入された2021年第1四半期に おける欧州ESG市場の状況をまとめた、「THE EUROPEAN ESG MARKET AT END Q1 2021- INTRODUCING THE SFDR -」を 公表しました。

主な内容は以下の通りです。

- SFDR 8条ファンドの純資産は、3,7兆ユーロと欧州のファンド市場全体の22%を占めています。国別では、ルクセンブルクがSFDR 8条ファンド全体の35%を占め、最も多くなっています
- ▶ SFDR 9条ファンドの純資産は、3,400億ユーロと欧州のファンド市場全体の2%を占めています。国別では、ルクセンブルクがSFDR 9条ファンド全体の56%を占め、最も多くなっています
- ▶ 資産クラス別では、株式ファンドがSFDR 8条ファンド全体の 47%、SFDR 9条ファンド全体の71%を占め、最も多くなって います
- 欧州の資産運用会社がESG投資アプローチを適用している 資産規模は、11兆ユーロ(ファンド:6兆ユーロ、投資ー任: 5兆ユーロ)となっています

国際規制

金融庁:証券監督者国際機構(IOSCO)による最終報告 書「ESG格付け及びデータ提供者」を掲載

金融庁は2021年12月9日、証券監督者国際機構(IOSCO)に よる最終報告書「ESG格付け及びデータ提供者」を掲載しました。

本報告書は以下の5つの章で構成され、第5章において、調査 結果で強調された改善事項や、証券規制当局、ESG格付け及び データ商品の提供者や利用者、対象となる企業に対する提言 事項を示しています。

- **Product and Market Overview**
- ESG ratings and Data Products Providers
- Private and Public Users of ESG ratings and Data Products
- Companies and ESG Ratings and Data Products Providers
- Final Recommendations



監査

制度動向トピック

監査

ロオ小辺の計十位の、「EDINETで担出する影本

日本公認会計士協会:「業種別委員会実務指針第64号 「投資信託における監査上の取扱い」の改正について」を 公表

日本公認会計士協会(業種別委員会)は、監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」及び監査基準委員会報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」の改正に伴い、これらとの整合性を図るため、業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」の見直しを行い、2022年1月17日に本実務指針の改正を公表しました。

主な改正点は以下の通りです。

- ▶ 監査基準委員会報告書315の改正に伴う記載及び参照している項番号の修正
- ▶ 「その他の記載内容への対応」に関する項の追加
- 投資信託の有価証券報告書等におけるその他の記載内容に含まれる可能性がある項目の例の追加
- ▶ 監査報告書の文例における「その他の記載内容」の区分及び脚注の追加
- 委託会社の監査報告書の文例の追加
- ▶「リスク対応手続」等に関する文言の修正

会 計

企業会計基準委員会: サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)の設立及びSSBJ設立準備委員会の設置について

公益財団法人財務会計基準機構は、2021年12月17日の理事会において、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の設立を決議し、また、SSBJ設立準備委員会の設置並びにSSBJ設立準備委員会の委員及び委員長の選任を決議しました。

IFRS財団は、国際的なサステナビリティ開示基準の開発を目的とする「国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board; ISSB)」を設置することを2021年11月に公表しました。わが国においても、国際的なサステナビリティ開示基準の開発に対して意見発信を行うことや国内基準の開発を行うための体制整備が必要との見解が市場関係者より示されている状況であることを踏まえ、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の設立を決議したものです。

また、国際的なサステナビリティ開示基準に関する議論が急速に進んでいる状況に鑑み、これに適時に対応するため、定款第65条の2に定める「その他の委員会」の1つとして、SSBJ設立準備委員会の設置を決議し、また、定款第65条の2第2項の規定に基づき、SSBJ設立準備委員会の委員及び委員長の選任を決議したものです。

日本公認会計士協会:「EDINETで提出する監査報告書の欄外記載について(お知らせ)」を公表

日本公認会計士協会(IT委員会)は、2021年11月19日付けで「EDINETで提出する監査報告書の欄外記載について(お知らせ)」を公表しました。

IT委員会研究報告第44号「新EDINETの概要とXBRLデータに関する監査人の留意事項」では、EDINETで提出する監査報告書において、監査報告書の原本に記載された事項を電子化した旨及びXBRLデータについては監査対象でない旨を欄外記載する場合の記載例を提供していますが、2021年5月に改正された公認会計士法の施行日(2021年9月1日)後においては、電磁的方法により電子署名を付した監査報告書を作成することが可能になったことを踏まえ、監査報告書の作成方法が書面又は電磁的方法のいずれにおいても利用可能な記載例を追加することを目的として、本お知らせの公表を行ったものです。

なお、本お知らせにおいて新たに追加した記載例については、 必ず使用しなければならないという性質のものではなく、例えば、 書面により監査報告書を作成する場合においては、IT委員会研 究報告第44号において提供している記載例を引き続き使用す ることも考えられる点、留意が必要です。 税制

香港:オフショアクレームについて実態要件を導入する 見通し

EUは香港における国外源泉所得免除(FSIE: Foreign-Source Income Exemption)制度の審査を実施しました。EUはFSIE 制度自体は問題ではないものの、香港にて実質的経済活動を 営んでいない企業が、国外からの受動的所得(利息やロイヤル ティ等)について課税を受けておらず、二重非課税を引き起こし ていると懸念しています。

この評価を受けて、香港政府は、受動的所得と能動的所得共に 源泉地国課税の原則を維持すると強調し、2022年末までに 受動的所得に関するオフショアクレームを修正するか、あるいは 同クレームについて追加条件を課すことを明言しました。

主な内容は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/taxalerts/2021/tax-alerts-10-20-02

税制

OECD、BEPS 2.0 Pillar 2 GloBEモデルルールを発表

OECDは2021年12月20日、BEPS2.0プロジェクトにおける Pillar 2のGloBEについて、モデルルールを発表しました。

OECDのInclusive Frameworkに参加する日本をはじめとする 各国は、本GloBEモデルルールに基づいて、2022年にGloBE ルールの法制化を図ることになると考えられます。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/taxalerts/2021/tax-alerts-12-23

BEPS2.0: 第1の柱発効前の期間における一国主義的な 課税措置への対処に関する6カ国による共同声明

2021年10月21日、オーストリア、フランス、イタリア、スペイン、 英国、米国による共同声明が発表されました。BEPS2.0の 第1の柱の規則が発効する前の暫定期間における既存のデジタ ルサービス税(DST)やその他の関連する類似措置の取り扱い に関する暫定的なアプローチについて、各国が合意した内容が 記載されています。

主な内容は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/taxalerts/2021/tax-alerts-11-04-03

税制

国別報告書(CbCR)の開示に関するEU指令が2021年 12月21日に発効へ ~ EUに子会社を保有する日本 企業グループもCbCR開示の対象に~

2021年12月1日のEU官報において、国別報告書(CbCR)の 開示に関するEU指令(以下、「本指令」という。)が公表されまし た。発効日は2021年12月21日であり、EU加盟国は2023年 6月22日までに本指令を国内法に導入する必要があります。

本指令は、EUに本拠を置く多国籍企業と、EU域外に本拠を 置き支店又は子会社を通じてEUで事業を営む多国籍企業の 両方を対象とし、これらの企業の連結合計売上高が直近の 2事業年度連続で7億5,000万ユーロを上回った場合、法人 所得税の納付額及びその他の税務関連情報を開示することが 義務付けられます。情報の開示は、EU加盟国全27カ国と、税務 面で非協力的な国・地域をリストしたいわゆるEUブラックリスト 及びEUグレーリストに掲載されたすべての国・地域ごとに行う 必要があります。その他のすべての国・地域についての開示は、 集計されたデータのみで足りるとされます。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/taxalerts/2022/tax-alerts-01-05

金融規制一サステナビリティ関連

Financial Regulation Update

【経済産業省】

「非財務情報の開示指針研究会 中間報告 ~サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環に向けて~」を公表

■概要

- 経済産業省は2021年11月12日、「非財務情報の開示指針研究会 中間報告 ~サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環に向けて~」(以下、「本中間報告」という。)を公表しました。
- ▶ 近年、企業価値評価における非財務情報/サステナビリティ関連情報の重要性の高まりや非財務情報開示基準に関する国際的に活発な動向が見られるなか、経済産業省では2021年6月に「非財務情報の開示指針研究会」(座長:北川哲雄 青山学院大学名誉教授・東京都立大学特任教授、以下、「本研究会」という。)を立ち上げ、我が国や世界において質の高い非財務情報の開示を実現するために求められる方向性について検討されてきました。本中間報告はこれまでの研究会での議論がとりまとめられたものとなります。
- ▶ 本中間報告は以下のような構成となっており、本稿では主要な論点についての要旨を示します。

目次

- ▶ 質の高いサステナビリティ関連情報開示実現のための4つの提言
- ▶ はじめに <サステナビリティ関連情報開示を巡る3つの揺らぎ>
- ▶ 第一章:非財務情報を巡る動向について
 - I. 主要な基準設定主体の動向
 - II. IFRS財団の動向
 - III. IOSCOの動向
 - IV. 欧州の動向
- ▶ 第二章:個別分野におけるサステナビリティ情報の開示のあり方について
 - I. 気候関連開示~5団体による気候関連の財務開示基準のプロトタイプ
 - Ⅱ. 人的資本情報の開示
- ▶ 第三章:今後の検討について
 - I. 中間報告・提言の活用について
 - II. 国内外の議論の進展を踏まえた今後の検討について

■ 質の高いサステナビリティ関連情報開示実現のための「4つの提言」

本中間報告では、持続的な価値創造を伝達するサステナビリティ関連情報開示を実現するために、情報の作成者及び利用者が意識する必要があるポイントを、4つの提言としてまとめています。

提言 主な内容

提言1.

サステナビリティ関連情報開 示における価値関連性の重視

提言2.

サステナビリティ開示基準の 適用におけるオーナーシップ (主体性)の発揮

提言3.

企業価値とサステナビリティ情 報の関連性に関する認識の 深化

提言4.

投資家・ステークホルダーとの「対話」に繋がるサステナビリティ関連情報開示の実施

- ▶ サステナビリティ関連情報開示においては、企業価値との関連性(Value relevance)を 重視した開示を行うことが必要となる。
- → 中長期的な時間軸の中で重要性(マテリアリティ)のある事項を特定し、経営判断・経営 戦略の検討と一体のものとして、統合的かつ連続的に開示に取り組まなければならない。
- ► 企業価値を伝達する開示を実現する観点から、企業は自らの開示内容についてオーナーシップ(主体性)を発揮することを通じて、開示情報の客観性・比較可能性確保と、独自性発揮とのバランスを取るための最適解を見出す必要がある。
- ▶ 従って、サステナビリティ開示基準の適用に際しては、「Apply or Explain(基準の適用か、説明か)」アプローチを原則とすべきである。
- ► どのようなサステナビリティ情報が企業価値や財務情報と高い関連性を有するかについては、作成者・利用者における共通理解の醸成の途上にある。
- ▶ 今後、国際的な議論等において検討が重ねられていくことに加え、関連性に関する分析の深化も期待される。
- → 持続的な企業価値創造を実現するためには、提言1~3の方向性に沿った開示を通じて、 投資家・ステークホルダーとの連続的な対話を行うことで、サステナビリティ関連情報開 示と持続的な価値創造の好循環を生み出すことが重要である。

■ はじめに <サステナビリティ関連情報開示を巡る"3つの揺らぎ">

続いて、サステナビリティ情報の開示を巡って、作成者たる企業や投資家、従業員や顧客、取引先等のステークホルダーによって、開示すべき情報や開示対象、あるいは開示の目的そのものについての解釈や理解に幅がある、いわば"3つの揺らぎ"の状態が生じていることについて指摘がなされています。

3つの揺らぎ

1. 「共通性」と「独自性」のバランスを巡る揺らぎ

国際的なサステナビリティ情報の策定が進む中で、「共通性」や「比較可能性」の確保と、企業の「独自性」、「多様性」のバランスをどのように図るべきか

2. マテリアリティを巡る揺らぎ

開示基準が林立し、また各開示基準が想定する「読み手」や「マテリアリティ」、規定される「開示項目」が異なる中で、「誰に向けて」「何を伝えていくべきか」をどのように特定・判断すべきか

3. 財務情報、非財務情報、サステナビティ情報の関係性を巡る揺らぎ

財務情報、非財務情報、サステナビリティ情報といった用語や概念に対して、共通の理解が必ずしも醸成されていない中で、相互の関係性や包含関係をどう理解するか

これら"3つの揺らぎ"を乗り越え、サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環を実現するための処方箋として、前述の4つの提言がとりまとめられた形となります。

■ 第一章: 非財務情報を巡る動向について

本中間報告の第一章では、I. 非財務情報開示に関する主要な基準設定主体であるCDP(Carbon Disclosure Project)、CDSB(Climate Disclosure Standards Board)、GRI(Global Reporting Initiative)、IIRC(International Integrated Reporting Council)、SASB(Sustainability Accounting Standards Board)の5つの団体(以下、「5団体」という。)の動向、II. IFRS財団による国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board、以下、「ISSB」という。)等の動向、III. 証券監督者国際機構(IOSCO)の動向、IV. 欧州の企業サステナビリティ報告指令(Corporate Sustainability Reporting Directive、以下、「CSRD」という。)案を中心とした動向についてまとめられています。

■ 第二章:個別分野におけるサステナビリティ情報の開示のあり方について

本中間報告の第二章では、国際的に重要性が高まっている気候関連情報及び人的資本情報について、本研究会での 議論と各情報を開示する際のポイントが取りまとめられています。

I. 気候関連開示 ~5団体による気候関連の財務開示基準のプロトタイプ

2020年12月に5団体より公表された「企業価値に関する報告-気候関連の財務報告基準プロトタイプの例示」(図1) は、TCFD(Task Force on Climate-Related Financial Disclosures: 気候関連財務情報開示タスクフォース)提言を 念頭に置いており、また、今後のIFRS財団・ISSBにおける気候関連報告基準の開発の基礎となることが想定されるた め、本研究会においても当該プロトタイプに基づき議論が行われ、以下のように意見が整理されています。

プロトタイプ の構造・開示 項目

- TCFD提言が採用している4つの柱(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)と同様の構造で、 TCFD提言の開示項目を含んでいることから、作成者・利用者からの理解を得やすい。
- ▶ TCFD提言への対応状況は企業毎に異なるため、今後、対応に数年程度必要ではないか。

基準採用後 の適用水準

- ▶ TCFD提言では「推奨される情報開示」となっているところ、プロトタイプでは「内容を開示しなければな らない」となっている。この結果、経営者が検討していない内容まで形式的に開示がなされ、報告書の 主旨が伝わりにくくなる懸念がある。
- 企業によって重要性の高くない項目まで詳細な開示を求めることは、開示の費用対効果の観点で適切 でない。

開示媒体

利用者の特性、目的により求められる情報が異なることから、効果的な開示を実現するための媒体の 使い分け(例:データブックの作成、ウェブサイトの活用)も検討が必要ではないか。

図1 サステナビリティ関連財務開示表示基準のプロトタイプ

基礎								
目的								
スコープ								
一般的特性								
比較情報								
重要性								
内容要素								
ガバナンス								
戦略	戦略							
	ビジネスモデル	>	開示目的 内容					
	見通し							
リスク管理								
指標と目標	運用	٠	開示目的					
	リスク	•	内容(業界横断的及び業界固有のサ ステナビリティ関連財務開示を含む)					
プロトタイプ別添A : 定義								

出典:経済産業省「非財務情報の開示指針研究会 中間報告」

Ⅱ. 人的資本情報の開示

2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいて、人的資本への投資について、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識した、わかりやすく具体的な情報開示が求められており、また、海外では開示に関する制度の整備が進むなど、サステナビリティ関連開示で気候関連情報に次いで議論が進んでいる領域であることを踏まえ、本研究会において人的資本情報の開示の検討が行われ、以下のように意見が整理されています。

人的資本情報の特 徴を踏まえた開示

- ▶ 人的資本に関する情報開示は、「価値向上」のための開示と、「リスクマネジメント」のための開示に 分かれる。人的資本情報の開示にあたっては、それぞれの開示項目が持つ特徴を念頭に置き発信 することが効果的な開示に繋がると考えられる。
- ※「価値向上」と「リスクマネジメント」の開示項目の例については図2を参照

人的資本情報と価値創造プロセスとの リンケージ

▶ 人的資本情報を開示する際には、自社の人材戦略がどのように企業価値の創造に寄与するのか、 を明らかにすることが望まれる。また、その中で人的資本に関する取組の進捗を示す情報・指標 (KPI)を開示することで、企業価値の創造に向けた効果的な対話に繋がる。

指標(KPI)の理解 に資する定性情報 の説明

▶ 指標を単純に比較しても、人的資本の取組の巧拙を評価できないケースもあることから、指標(KPI) を開示する際には、その指標の設定理由や、目指すべき水準を併せて開示することが望まれる。

図2 人的資本の論点概念図

開示項目の例																		
				流動性			ダイバーシティ		健康·安全			労働慣行					_,	
リーダーシップ	育成	スキル/ 経験	エンゲー ジメント	採用	維持	サクセッション	ダイバー シティ	非差別	育児休暇	安全	身体的健康	精神的 健康	労働 慣行	児童労 働/強制 労働	賃金の 公平性	福利厚生	組合との関係	コンプラ イアンス /倫理
「価値向上」の組占																		

出典:経済産業省「非財務情報の開示指針研究会 中間報告」

「リスクマネジメント」の観点

■ 第三章:今後の検討について

1. 中間報告・提言の活用について

今後、国内における質の高いサステナビリティ開示及び対話(エンゲージメント)の進展や、そのための議論に役立てる とともに、本中間報告における提言の内容を国内外に積極的に発信することで、本研究会の議論のエッセンスがISSB における議論を始めとした国際的な議論に取り込まれていくことを目指すとしています。

Ⅱ. 国内外の議論の進展を踏まえた今後の検討について

今後ISSBにおける検討が進み、2022年第1四半期には気候変動に関するISSB基準の草案が示されることが見込ま れるなど、国際的な検討状況が引き続き流動的な状況にあることを踏まえ、今後の検討課題として、以下のような論点 が想定されると本中間報告では述べられています。

- ① 気候変動に関するISSB基準の草案やISSBにおける追加のアジェンダ・コンサルテーションの状況、EUや米国等の検討 状況など、国際的な動向・基準を踏まえた分析・検討
- ② 財務情報と様々な非財務情報とのリンケージに関する更なる分析・検討
- ③ 開示情報の電子的な管理(XBRL等の情報のタグ付け、情報プラットフォーム等)を通じた開示情報分析の効率化に関 する分析・検討

[EY Viewpoint]

- ▶ 本中間報告では、非財務情報の開示を巡る当事者(主要な基準設定主体、IFRS財団、欧州等)の動向が紹介さ れております。また、国際的に重要性が高まっている気候関連情報、人的資本情報について、研究会での議論 のエッセンスが取りまとめられており、国際的なサステナビリティ関連情報開示の最新の動向を把握する上では 有用と思われます。
- ▶ 2021年11月に設立が発表されたISSBにおいて、2022年第1四半期には気候変動に関するISSB基準の草案 が示されることが見込まれているなど、国際的なサステナビリティ関連情報開示の検討が急ピッチで進められて おります。それに合わせて官民一体となってわが国での検討も進むものと考えられることから、引き続き、今後の 国内外の動向に注視する必要があるものと思われます。

税制

Tax Update — 日本

【自由民主党・公明党】 「令和4年度税制改正大綱」を公表

■概要

2021年12月10日、自由民主党・公明党より「令和4年度税制改正大綱」が公表されました。 詳細は以下のEY税理士法人のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2021/tax-alerts-12-27

また、「令和4年度税制改正大綱」のうち、金融関連税制と金融機関に特有の主な改正点は以下のとおりです。 詳細は以下のEY税理士法人のアラートをご参照ください。

https://www.ey.com/ja jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2022/tax-alerts-01-13

■ 主な内容

1. 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し

2023年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について、一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととされ、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされます。

- (1) 完全子法人株式等(株式等保有割合100%)に該当する株式等に係る配当等
- (2) 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等(当該内国法人が名義人として保有するものに限る。以下同じ。)の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

2. NISAに関する措置

2024年以降に導入される特定非課税管理勘定(2階)への上場株式等の受け入れ要件が緩和されることに加えて、居住者等がその非課税口座の開設の有無等を自ら確認できるようにするための対応が運用上行われます。NISA口座の開設手続時に税務署での審査完了を待つことなく、投資者自身がNISA口座の有無等を即時に確認することができるよう所要の整備が図られます。

3. 上場株式に係る配当所得等の課税の特例における大口株主等の要件の見直し

2023年10月1日以後に支払いを受けるべき上場株式等の配当等について、次の措置が講じられることとなります。

- (1) 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その支払を受ける居住者等(対象者)及びその対象者を 判定の基礎となる株主として選定した場合に、同族会社に該当する法人が保有する株式等の発行済株式等の 総数等に占める割合(株式等保有割合)が3%以上となるときにおけるその対象者が支払を受けるものが総合 課税の対象とされます。
- (2) 上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が1%以上となる対象者の氏名、個人番号及び株式等保有割合その他の事項を記載した報告書を、その支払の確定した日から1月以内に、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされます。
- (3) その他所要の措置が講じられます。

4. みなし配当の額の計算方法等の見直し

法人税及び所得税における資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算方法等について、次の見直しが行われます。

- (1) 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の 基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とされます。
 - (注)出資等減少分配に係るみなし配当の額の計算及び資本金等の額から減算する金額についても、同様となります。
- (2) 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合における、みなし配当の額の計算の基礎となる払戻等 対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種類資 本金額を基礎として計算することとされます。
- 5. デリバティブ取引の決済により生ずる所得に係る取扱いの明確化

金融商品取引法に規定する市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、所得税 法及び法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に含まれないことが法令上明確化さ れます。

6. 日本版スクーク(イスラム債)に係る非課税措置の適用期限延長

平成23年度税制改正において、イスラム・マネーを呼び込むための税制上の措置として、非居住者又は外国法人 が振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権に該当するものにつき支払を受ける剰余金の配当等の非課税措 置が設けられましたが、2022年3月31日をもって適用期限が到来するため、今回の税制改正でこの非課税措置の 適用期限が2年延長されます。

7. 上場株式等の配当所得等に係る課税方式に係る措置

個人住民税における特定配当等及び特定株式等譲渡所得に対する課税方式について、所得税と個人住民税で異 なる課税方式を選択することが可能となっていましたが、課税方式を所得税と一致させることとされます。

8. デリバティブ取引に係る金融所得課税の一体化(検討事項)

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく 中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討され ることとなります。

[EY Viewpoint]

- 今回の税制改正は、みなし配当の額の計算方法等の見直しやデリバティブ取引の決済により生ずる所得に係る 取扱いの明確化など判例や裁決を踏まえた、取扱いの明確化が中心となりました。
- 一方で、論点となっていたデリバティブ取引を含む金融所得課税の更なる一体化(損益通算対象の拡大)につい ては、今回の税制改正では見送られることとなりました。来年度以降も検討が進められるとのことなので、引き続 き注目していく必要があります。
- 上場株式に係る配当所得等の課税の特例における大口株主等の要件が見直されることとなりましたので、資産 管理会社を所有する居住者については注意が必要です。

EY Wealth & Asset Management Thought Leadership



金融庁が公表した「ソーシャルボンドガイドライン」により、日本における「ソーシャルボンド の発行は今後促進されるのか

本ガイドラインは、民間企業によるソーシャルボンドの発行を念頭に、実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考となるものであり、そのポイントをまとめています。ぜひご一読ください。



「2021事務年度 金融行政方針」から見る、 資産運用の高度化とサステナブルファイナン スの推進に向けて取り組むべきポイントとは

「2021事務年度 金融行政方針」をもとに、本稿では3つの重点課題を示すとともに、資産運用業者に主に影響すると考えられる「資産運用の高度化」、近年注目度の高い「サステナブルファイナンスの推進」についてポイントをまとめていますので、ぜひご一読ください。

EY Japanでは、各種SNSでサービスや最新の知見などについて情報を発信しています。

ぜひフォローをお願いいたします。

[Facebook]

https://www.facebook.com/EYJapanOfficial/

[Twitter]

https://twitter.com/Japan_EY

[LinkedIn]

https://www.linkedin.com/company/ernstandyoung/ *

[YouTube]

https://www.youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw

*グローバルのアカウントで日本語の情報を発信しています。

EY JAPANのウェルス&アセットマネジメントのHPです。 ぜひビジネスにご活用ください。

ウェルス&アセットマネジメント | EY Japan

本内容に関するご質問等は下記までご連絡ください。

E-mail: ey.wam.viewpoints@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、 税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question)をすることで、新たな解決策を 導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはey.com/ja_jpをご覧ください。

© 2022 EY Japan Co., Ltd. All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp